

陳情文書表

令和5年第2回神奈川県議会定例会

令和5年6月27日

陳情番号	5	付議年月日	5 . 6 . 1 6
件名	区画整理事業並びに新駅設置事業に関する協定について県議会の議決が必要だったか否かの検証を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	鎌倉市扇ガ谷4丁目6番6号 岩田 薫		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>区画整理事業並びに新駅設置事業に関する協定について、地方自治法に基づく県議会の承認が必要と考えるが、それを行わなかったことについて、検証するよう県議会に求める。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>神奈川県は、令和3年3月30日、藤沢市、鎌倉市、独立行政法人都市再生機構と「村岡・深沢まちづくりに関する基本協定」を締結している。これは、藤沢市村岡地区と鎌倉市深沢地区の区画整理事業に関して、それぞれの役割を定めたものである。また、神奈川県は、令和3年2月8日、藤沢市、鎌倉市、東日本旅客鉄道株式会社と「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日、「JR東海道本線大船駅と藤沢駅間における村岡新駅（仮称）の設置及び自由通路整備に関する基本協定」を締結している。こちらは、新駅の基本設計及び工事の施行に関する費用の負担割合を定めた内容のものである。これらの「協定書」「覚書」の締結は県議会に報告されたが、議決を経ていない。地方自治法は、第252条の2第1項に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の事務の処理に当たっての当該普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約（『連携協約』という）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。」と定めている。同252条の2第2項は「普通地方公共団体は、連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあつては総務大臣…に届け出なければならない。」とある。同3項は「第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と規定している。神奈川県は、前記の「新駅設置の協定」「同覚書」の締結に関して、議会へは建設・企業常任委員会での報告をただけで、議決を経ていない。「まちづくりの協定」は議会への報告もしていない。さらに「新駅設置の協定」「覚書」「まちづくりの協定」とも告示行為はしておらず、大臣への届け出もしていない。県の都市計画課では「任意の協定」なのでこれらの行為は必要なく、議決も必要ないとの見解である。果たしてそれで良いのか、議会として検証するよう求める次第である。</p> <p>前記の「新駅設置の協定」「覚書」は、予算の執行を伴うものである。神奈川県は新駅設置の費用約150億円の30.0%である約45億円を負担することになる。「まちづくりの協定」は県の関わりについて「監督権限」のみで予算の負担は定めていないが、少なくとも「新駅設置の協定」「覚</p>			

書」は予算の執行を伴うものであるから、議会の承認が必要ではないかと考える。地方自治法第252条の2の2第1項は共同して普通地方公共団体が事務を管理、執行する際に「協議会」を設置できるとしている。前出の「新駅設置の協定」「覚書」「まちづくりの協定」に関しては「協議会」を設置している。同条2の2第2項には協議会においても「告示」「大臣への届け出」の必要性を定め、第3項には「議会の議決を経なければならない」との規定があるが、いずれも行っていない。県議会としてこの手続きで良かったのか、検証するよう求めるものである。

陳情番号	6	付議年月日	5 . 6 . 1 9
件名	ともしびショップ県庁店の復活を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	藤沢市大庭5066-1 湘南小糸6-106 村田方 障害児者の生活と権利を守る神奈川県連絡協議会 代表 今津一男 外2人		
<p>陳情の趣旨</p> <p>「ともしびショップ」は、障害者が働くことを実感し、仲間や地域の方々とのふれあいを通して、その自立と社会参加を実現していくために、神奈川県社会福祉協議会が認定している喫茶店や売店です。「ともに生きる福祉社会づくり」を目指す「ともしび運動」の輪を地域に広げていくための一つの形として、平成元年（1989年）に第1号店の県庁店がオープンして以来、県内各地の公共の建物や公園など、さまざまな場所に開設されています。</p> <p>しかし、本年3月、採算が取れないとのことで県庁店が閉店となりました。「ともしびショップ」は、特別支援学校の生徒にとって就労経験を広げる貴重な実習先ともなってきました。特に喫茶業務は人気の職種であり、今回の閉店は、多様な就労経験の機会を確保する上でも、ともに生きる共生社会を目指す上でも、大きな損失となります。</p> <p>この4月には、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が施行されました。今後、条例に基づいて「基本計画」が策定されるとのことですが、条例が「施策の推進にあたっては、障がい当事者とご家族の多様なニーズに対応できる受け入れ体制の更なる整備・拡充、担い手となる人材の育成・確保と処遇改善、実効性を担保するための財政支援と推進体制の機能強化に努めるとともに、諸情勢の変化に応じ、柔軟かつ果敢に見直しを行うこと」との意見を付して全会一致で可決されたことを踏まえ、今回の閉店を一事業者の問題とせず、県として課題認識を持って取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>現在、県庁店跡地を障害福祉で活用するよう検討中とのことですが、以上を踏まえ、次のように陳情いたします。</p> <p>陳情事項</p> <p>ともしびショップ県庁店を、従来の喫茶店形式で復活させてください。</p>			

県内に住所を有しない陳情者から
提出された陳情書（写）

令和5年第2回神奈川県議会定例会

令和5年6月27日

神奈川県議会議長

殿

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

神奈川県迷惑行為防止条例

(つきまとい等の禁止)

第11条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等

に関する法律に係る陳情。

しかし現在は犯罪も多様多岐にわたり行われます、迷惑行為全般にわたる総合的陳情になります。

【陳情の趣旨】

神奈川県に於きましては、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の一部が改正により令和5年7月1日に同条例が施行となっていますが、犯罪は日進月歩で進化進歩しています、昨今のオレオレ詐欺、劇場型特殊詐欺、闇バイト等犯罪の分担化、また知らない不特定多数の者を使い行う手口、グループ化・組織化しており、犯罪組織だけではなく、宗教団体や非営利団体民間団体企業、公的機関、組織まで利用されているのではと危惧します。

上記の法律「ストーカー規制法」は元々恋愛関係の罫れから起こった桶川のストーカー事件が発端です。それはどうしても、現在の組織的つきまとい嫌がらせ行為から見ますと、矮小化されがちと考え、神奈川県議会として国に提案する事を求めます。

「恋愛感情を充足させる等の目的以外で『正当な理由なく』行われるつきまとい等の行為」を現実に添わせる。

【陳情内容】

① 組織的集团的ストーカー行為とはっきり明言させ実態の調査を求めます。

② 県の条例にも組織的集团的ストーカー行為、指示役、実行役、首謀者がいて、そこまで捜査することを明言し、自ずと罪の軽重も異なってくると考えます。

条例は改正されても、犯罪者は逮捕されず、私ども被害者団体に相談の電話は神奈川県が第一位という数の多さです。

被害者にとっては一刻も早く犯罪者の逮捕以外ありません。

③ 警察には一般人の被害者に証拠を求めるだけでなく、自ら犯罪捜査証拠探しを行い、被害者を犯罪被害者として扱うように求めます。

④ 条例に関しても、SNS、GPS等の具体的説明、携帯なのか？それ以外なのか？大きさと仕様を（盗聴盗撮、通信傍受、ハッキング方法も含む）

⑤ 一般人にもいち早く分かるよう警察と共に目に見える形で知らせる事を求める。

更に電磁波等の最新技術も悪用されています。（画像入り冊子等）



⑥ 犯罪の認識の変化を議会に求めます、犯罪は、お金に困った人が強盗する泥棒する、腹を立てて人が人を殴る、刺す等今までの犯罪の認識と違い、金持ちが自身の保身復習等の為に、不特定多数の人を使いを監視し嫌がらせをし追い込み、思い通りにする、ですから弱者が被害者という可能性が高いと認識を改めてもらいたい。

添付書類

海外で見つかった「翻訳集団ストーカーマニュアル

NPO 法人チラシ二種類

令和 5年 6月 1日

住所 〒192-0043
東京都八王子市暁町1丁目30番9号サン・マリーナ310

氏名 特定非営利活動法人 Targeted Individuals Japan
理事長 押越 清悦

